

## 令和7年第4回隱岐の島町議会定例会会議録

開 会 (開議) 令和7年12月12日 (金) 9時30分 宣告

### 1. 出席議員

1番	松 山	貢	6番	牧 野	牧 子	11番	安 部	大 助
2番	村 上	一	7番	齋 藤	則 子	12番	前 田	芳 樹
3番	西 村	万里子	8番	村 上	謙 武	13番	石 田	茂 春
4番	脇 田	千代志	9番	菊 地	政 文	14番	高 宮	陽 一
5番	山 田	浩 太	10番	西 尾	幸太郎			

### 1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池 田	高世偉	水 産 振 興 室 長	曾我部	一 彦
副 町 長	大 庭	孝 久	建 設 課 長	岸 本	則 和
教 育 長	野 津	浩 一	都 市 計 画 課 長	石 田	傑
会 計 管 理 者	齋 藤	和 幸	環 境 課 長	原	秀 人
総 務 課 長	宇 野	慎 一	エネルギー対策室長	野 津	寿 天
危 機 管 理 室 長	柳 原	潔	国民スポーツ大会推進課長	茶 山	宏
地 域 振 興 課 長	橋 本	博 志	上 下 水 道 課 長	村 上	和 久
財 政 課 長	長 田	寿 幸	布 施 支 所 長	坂 本	忠 忠
施 設 管 理 課 長	堀 川	秀 樹	五 箇 支 所 長	石 橋	忠 夫
税 務 課 長	池 本	繁 樹	都 万 支 所 長	近 藤	勝 志
町 民 課 長	和 田	美由貴	中 出 張 所 長	黒 川	直 照
保 健 福 祉 課 長	野 津	千 秋	総務学校教育課長	金 井	和 昭
住 民 福 祉 担 当 課 長	広 江	和 彦	社 会 教 育 課 長	中 村	恒 一
商 工 觀 光 課 長	藤 野	一	中 央 公 民 館 長	木 瀬	高 宏
農 林 水 産 課 長	増 本	直 行			

### 1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 田 中 拳 事 務 局 長 補 佐 齋 賀 千 春

議事の経過

○議長（安部大助）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣言 9時30分）

（全員協議会開会宣言 9時30分）

○議長（安部大助）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣言 13時30分）

（本会議再開宣言 13時30分）

**日 程 第 1. 委 員 長 報 告**

「委員長報告」を行います。

各常任委員会に付託した町長提出議案の、議第79号から議第85号までの条例7件、工事請負変更契約の締結2件、議第88号から議第97号までの指定管理者の指定10件、議第98号から議第102号までの補正予算関係5件、及び請願、要望関係4件、並びに継続審査となっている各委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、委員長の報告を求めます。

はじめに、総務教育民生常任委員長7番：齋藤 則子 議員

○7番（齋藤 則子）

それでは、総務教育民生常任委員長報告をいたします。

まず1番、委員会開催日は、11月25日、27日、12月10日、11日の4日間でございます。

2番、付託案件については、別紙のとおりでございます。

3番、審査の結果、付託案件については、すべて全会一致で「可決すべし」といたしました。

4番、審査の経過及び主な意見、指摘事項等について申し上げます。なお、補正予算につ

いては、特に報告事項はございません。それではまいります。

(1) 条例の制定及び一部改正について。

議第 79 号「隠岐の島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、議第 80 号「隠岐の島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」この 2 つの条例は、国の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、令和 8 年から、すべての自治体で「こども誰でも通園制度（通称です）」の実施が必須となることにより制定されるものであります。

この制度は、保育所等に通園していない 0 歳 6 か月から 3 歳未満の児童を対象に、月 10 時間を上限に就労要件を問わずに時間単位で通園利用できるもので、この事業の実施を希望する事業所に対する認可基準や運営費の基準を定めるため新たに条例を制定するものであります。委員会としては、子育てにとって大切な制度であると理解いたしました。

(2) 指定管理者の指定について申し述べます。

議第 89 号「隠岐の島町屋内温水プール」についてでございますが、屋内温水プールの令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日の 5 年間の指定管理者を公募したところ、公益財団法人 隠岐の島町教育文化振興財団のみの申請があり、担当課としては今後も適正な管理が見込まれると判断して選定したものであります。

委員からは「利用者が増えている状況を見ても安全体制は担保できるのか」との質問があり、担当課からは「指導体制の強化と安全確保のためスタッフを 1 名増員する」との説明がございました。また、指定管理料は年 1,910 万円が予定されております。

次に、議第 90 号「隠岐の島町地域福祉センター」についてでございますが、隠岐の島町地域福祉センターの令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日の 5 年間の指定管理者を公募したところ、社会福祉法人 ふれあい五箇のみの申請があり、担当課としては、今後も適正な管理が見込まれると判断し選定したものであるとのことでございます。

今回から、指定管理料を年 800 万円を予定しており、そのことについて、委員から「介護福祉政策全般の町の方針を示すべき」また「他の指定管理施設や民間施設との公平性をどう担保するか」など様々な意見が出ました。

担当課からは「町の基本方針として、ニーズがありサービス継続が必要な施設については、町が責任をもって対応していく。指定管理施設については、指定管理期間の更新の時に指定管理料として支援し、それまでの期間は補助金として支援する」との回答がございました。

さらに委員から「方針の変更や判断のための資料などは早めに委員会に提出すべき」と厳しく指摘しました。

(3) 所管の調査事項についてでございます。

「隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画策定委員会」についてでございますが、担当課から府内の計画策定委員会を9月と10月に3回開催いたしましたとの報告と、プロポーザルの結果12月3日にコンサルタントの株式会社エブリプランと契約したとの報告がございました。

委員からは、「町民アンケートをしっかり行うこと」「計画策定委員会の検討状況の報告を適宜するように」と指摘いたしました。

「隠岐の島町の防災計画」についてでございます。

隠岐の島町の防災計画に関する質問として委員から「原発事故の場合の防災計画はどうなっているか」との質問があり、担当課からは「原子力災害時におけるUPZ 緊急防護措置準備区域、これは5kmから30km圏でございますが、この緊急防護措置準備区域外の防護措置について県に確認したが、自衛隊や海上保安庁が対応するくらいの返事しかなかった」との回答がございました。

委員からは、「隠岐の島町はUPZ外ではあるが、原発事故が起こった場合、風向きによっては被爆のおそれがあり、そうでなくてもUPZ内の七類港、境港港、出雲空港が閉鎖されれば孤立する。このことに対して、国・県・中国電力が対策を立てるべきではないか」「隠岐の島町としても原発事故に対する危機管理対策を立てるべきではないか」と指摘いたしました。

ちなみに、UPZ (Urgent Protective action planning Zone) とは、「住民が屋内退避や安定ヨウ素剤の予防服用といった緊急の防護措置を迅速にできるよう、事前計画を立てて準備しておく区域」のことです。

所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査研究を行います。

以上で、総務教育民生常任委員長報告を終わります。

## ○議長（安部大助）

次に、産業建設常任委員長 6番：牧野 牧子 議員

## ○6番（牧野牧子）

それでは、産業建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

1. 常任委員会の開催日、11月25日、27日、12月1日、10日、11日の5日間でございます。

2. 付託案件については、別紙のとおりでございます。

3. 審査の結果、付託案件については、すべて全会一致で「可決すべし」。

請願第4号について、全会一致で「継続審査とする」といたしました。

要望第2号、第3号、第4号は、全会一致で「採択すべし」といたしました。

4. 審査の経過及び主な意見、指摘事項等について。

議第98号「令和7年度隱岐の島町一般会計補正予算(第4号)」についてでございます。

観光施設管理運営事業、「隱岐ポートプラザ改修事業」682万円。隱岐ポートプラザ2階の排煙ハッチが、今年2月の時点で劣化により故障が確認されていました。

担当課からは「施設の防火管理者と消防署で状態を確認し、改修工事に併せて修繕する予定である」との説明がありました。また、改修工事にあたって、北側外壁のクラックが原因で漏水箇所も確認されたため、外壁の漏水修繕工事も併せて対応するとの説明がありました。

委員から安全性についての確認をしたところ、担当課からは「外壁工事については足場を組んで対応する。通行への安全配慮も当然行う」との説明がありました。

委員会からは「排煙ハッチについては、故障が発覚した時点ですぐに修理すべきである」「工事をする際は、安全確保をして対応するよう」指摘いたしました。

次に、「都市再生整備事業」西郷港周辺地区2億2,113万4,000円減額についてでございます。

本年6月定例会で、担当課から、国からの補助金が大幅に減額され、令和7年度に実施する事業を見直すとの報告を受け、今回それを反映した減額補正が提案されておりました。対象事業は、土地取得の延期・中止、公園整備等の令和8年度への延期が主なものでありました。

委員からは「当初、デザインコンペをしてから計画が何度も変更が起きている。現在、提示されている資料のどれが最新なのかがわかりにくい」「町道142号線の道幅を狭くする予定だが、周辺住民に対する説明は丁寧に行ったのか」「以前、町道139号線に関する条例の一部改正を行っているが、今回の計画が中止となったことで、その取り扱いはどのようになっているのか」など、多くの不明点について質問がありました。

担当課からは「町道142号線については、ワークショップなどで説明はしているが、周辺住民に対し、個別に説明はしていない」「条例に関する対応は基本的に建設課で行う」との説明がありました。

委員会としては、「提示する資料や計画図に関しては最新の状態のものを提示すべきである」「町道 142 号線の道幅の変更については、周辺住民に対して丁寧に説明をすべき」「条例の対応については、担当課としてきちんと把握し説明できるようにしておくべきである」と強く指摘いたしました。

また、計画エリアにある町有施設について、各担当課と連携した協議をし、この事業の中でどのような位置づけにするか、3月定例会のところまでに協議内容を報告するよう併せて指摘しております。

続きまして、指定管理者の指定についてでございます。

議第 92 号隠岐ポートプラザについて、指定管理者の指定にあたり、当該施設の利用状況などについて担当課から説明を受けました。担当課からは、テナントの入居状況、またホテル部分の宿泊者の状況などの説明がありました。

委員会では、利用されていない階があるなど、利用状況に問題もあり、観光施設として設置している町としても今後どのように対策するのか、指定管理者や宿泊事業者と協議し、運営方針を改めて検討するよう指摘をいたしました。

また、都市計画課で行っている港周辺の再開発事業ともしっかりと連携を図るよう併せて指摘しております。

続きまして請願・要望についてでございます。

要望第 2 号「町内の中小企業・小規模事業者と地域の持続的発展に向けた支援に関する要望書」及び要望第 3 号「『酒造用うるち米』・『隠岐産藻塩米』の購入支援に関する要望書」について、商工会と隠岐酒造(株)の代表者を招き、要望内容についてのヒアリングを行いました。

特に、酒造用うるち米・隠岐産藻塩米の購入支援に関する要望の内容は、米を含む物価の高騰や、エネルギー価格、人件費の上昇により、非常に厳しい経営状態となっており、県からの補助金対象外となっている酒造用うるち米と隠岐産藻塩米の購入を町に支援してもらいたいとのことでありました。

隠岐酒造(株)からは、経営体制の見直しや販路拡大に関する検討状況なども聞くことができ、今後 EC サイトの利用拡大や、国内外での販路拡大などの展望も示されておられました。

委員会としては、経営努力をしているものの、現状の物価高騰への対応には限界があり、町からの支援は必要であるとのことから、全会一致で「採択すべし」といたしました。

次に、請願第4号「政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書」については、本町農政の実情に沿った意見書とするために、調査が引き続き必要と判断をしたため「継続審査」とし、令和8年3月定例会で結論を出すと方針を決めました。

要望第4号「JFしまね西郷支所五箇荷捌き所の改修工事に関する要望」については、この施設は長年使用して老朽化していることから更新が必要であり、本定例会で解体費を含まない事業費について「採択」することといたしました。

最後に、所管の調査事項でございます。

地域活性化起業人シティプロモーション事業について、本年度から始まった地域活性化起業人シティプロモーション事業は、本町で行われているふるさと納税事業や、地域おこし協力隊員の募集について魅力的になるようにアドバイスやサポートをしていただく事業であり、担当課から進捗状況の説明を受けました。

地域おこし協力隊の募集については、東京で募集イベントを開催し、50人を超える参加者の中から、2名の方の応募があったことは高く評価するところでございます。

ただし、ふるさと納税に関しては、寄付者の方に送るパンフレットの作成は行われたものの、他に目立った取り組みも見られず、非常に進捗に問題があることが確認できました。

また、現在までの納税状況を確認したところ、前年度より伸びはあるものの、目標金額には遠く及ばない状況であり、ふるさと納税の制度が変化する中、先進自治体の取り組みを参考にしながら、早急に改善するよう強く指摘しておきます。

以上で、産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査、研究いたします。

報告終わります。

## ○議長（安部大助）

以上で、「委員長報告」を終わります。

## 日程第2.特別委員会の中間報告の件

「特別委員会の中間報告の件」を議題とします。

隱岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、竹島対策特別委員会から調査事項の件について、中間報告をしたいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを申し出のとおり報告を受けることに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長 12番：前田 芳樹 議員

## ○12番（前田 芳樹）

それでは、竹島対策特別委員会の中間報告をいたします。

当委員会は、6月20日、9月16日、議会会期中の12月5日に委員会を開催いたしました。

竹島問題啓発事業に関して執行部から説明を受けまして、委員会として指摘、提案、行動をした中から主なものについて報告をいたします。

まず1点目ですが、「竹島問題啓発のための標語看板」の移設と更新についてです。

6月20日の委員会におきましては、担当課より、ビューポートホテル前の道路横断橋に貼ってある「竹島は今も昔も隠岐の島」という標語横断幕は、横断橋の道路にかかる部分が撤去されるので新たな場所へ移設する必要が生じた、横断幕は老朽化しているので更新をして、近隣の新たな場所へ移設をしたい旨の説明がありました。

9月16日と12月5日の委員会では、平成19年に「竹島標語の公募」で優秀作品に選ばれておりました「竹島は何処にも譲れぬ隠岐の島」という標語の新しい横断幕の見本が提示されました。

委員からは「標語内容の英語表記もした方がよいのではないか、デザインをもっと刺激的に、子どもも読めるようにふりがなを」など多くの指摘がございました。

担当課からは、「再検討した後に委員会に提示をし、許諾を得て、7年度末までには新しい場所に設置をしたい」との返答がございました。

委員会としては、その方向性で了承をいたしました。

次に2点目です。「竹島領土権確立隠岐期成同盟会 要望活動」への参加についてあります。

この竹島領土権確立隠岐期成同盟会の要望活動に当委員会の委員長として参加をいたしました。

令和7年9月29日と30日の2日間で政府の各省庁と国会議員を訪問し、要望書を手渡し、1つ目に、竹島を所管する組織を設置すること。2つ目に、隠岐島に国営の「竹島漁撈歴史記

念館」を設置すること。3つ目に、暫定水域に於ける漁業秩序の確立を図ること。4つ目に、国境離島に於ける海上警備体制の強化を図ること。5つ目として、学校教育に於ける竹島に関する学習の強化を図ること。これを要望項目に掲げまして説明と協議をいたしました。どの部署におきましても緊張感ある対応をしていただきました。

期成同盟会会長の池田隱岐の島町長、同盟会副会長の大江海士町長、吉田雅紀島根県議会議員、期成同盟会監事で当委員会委員長の私、隱岐の島町竹島対策室の職員2名、島根県職員1名の7人での徒歩行脚でありました。

内閣官房、外務省、文科省、農水省、水産庁、海上保安庁、衆議院議員会館議員事務所6箇所、参議院議員会館議員事務所6箇所、内閣府の領土主権展示館までの19箇所を訪問いたしました。

議連会長の新藤義孝衆議院議員、高見康裕衆議院議員、鈴木貴子衆議院議員、宮路拓馬外務副大臣の4者は、比較的長時間の面会と良い協議が出来ました。高市早苗衆議院議員、現総理大臣ですが、「2月の島根県「竹島の日」記念式典に大臣の出席は韓国に遠慮する必要は無い」と発言したというので、急遽、議員会館の高市事務所を訪問して要望書を提出し趣意を伝えました。

内閣府・領土主権展示館での資料の閲覧で、北方領土に関する国の措置費は竹島とは桁違いに多く、竹島に関する国の措置費は無いことが分かり、その格差の大きさに愕然といたしました。竹島に関する特別措置法の制定が是が非でも必要であり、政府への意見書を出し続けなければならないことを痛切に感じたところがありました。

平成23年6月定例会で議会内に竹島対策特別委員会の設置提案をして、6月28日に設置ができ、早速ながら、7月5日には期成同盟会の要望活動に同行を求められて参加をしたことがありました。

以来、14年ぶりに参加をしたのですが、竹島に関する国の無策と無責任さには残念な思いを禁じ得ませんでした。この期成同盟会は平成18年から開始されて以来、よくぞ長年に亘って連綿とめげずに政府に対する要望活動を続けて来てくれたものだと感謝をせすには居られません。

竹島の所管自治体である隱岐の島町が政府に直接面会をしてものを申す唯一の機会となっていますので、今後も万難を排してでも継続するべき重要な要望活動であることも再認識したところがありました。

次に3点目ですが、「島根県町村議会議員研修会・竹島問題講演会」の受講についてであります。

令和7年10月7日・島根県町村議会議員研修会の中の講演会で、島根大学の船杉力修教授による「竹島問題の現状と課題—竹島問題の早期解決のために—」という講演がございました。県下全般的に議員からの受け止めは非常に良く、多くの議員が関心が高いようありました。竹島の領有権回復のための運動への協力をしたい、という声が県西部の議会からも船杉力修教授のもとに届いたほどがありました。今後は横の連携を持ちまして、政府に意見書の提出ができる可能性が出てきて、地ならしができた感があります。

次に4点目ですが、「竹島領有権回復への取り組みの強化を求める意見書」の提出についてであります。

令和7年12月5日の委員会で協議をした結果、「竹島領有権回復への取り組みの強化を求める意見書」の提出は、今回は、北方領土並の国の対応措置を求める「竹島問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」の制定を要求する1点のみに絞った意見書を出すことといたしました。

令和8年最初の臨時議会の場におきまして、発委で提案をし、議決を求め、島根県下の町村議会と連動して、一斉に意見書が発出できるように働きかけて行きました、当委員会活動を高めて行くことといたしました次第でございます。

以上で、竹島対策特別委員会の中間報告といたします。

所管の調査事項については、引き続き調査・研究を進めてまいります。

## ○議長（安部大助）

以上で、「特別委員会の中間報告の件」を終わります。

## 日程第3. 討論

「討論」を行います。

町長提出議案の、議第79号「隠岐の島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」から議第102号「令和7年度隠岐の島町下水道事業会計補正予算（第3号）」までの24議案、及び同意第5号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」、並びに本日の議事日程第1で行いました各委員長報告を一括して討論に付します。

「討論」はありませんか。

( 「なし」の声を確認 )

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

#### 日 程 第 4. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

まず、はじめに、議第 79 号「隠岐の島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」から議第 85 号「隠岐の島町議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例」までの 7 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 79 号から議第 85 号までの 7 件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 86 号「工事請負変更契約の締結について〔蛸木集会所建設工事〕」及び議第 87 号「工事請負変更契約の締結について〔西郷南中学校大規模改修工事(2 期)〕」の 2 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 86 号及び議第 87 号の 2 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 88 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町立隠岐島文化会館・隠岐の島町立西郷武道館〕」から議第 97 号「指定管理者の指定について〔地区集会施設〕」までの 10 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 88 号から議第 97 号までの 10 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 98 号「令和 7 年度隱岐の島町一般会計補正予算（第 4 号）」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 98 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 99 号「令和 7 年度隱岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）」から議第 102 号「令和 7 年度隱岐の島町下水道事業会計補正予算（第 3 号）」までの 4 件について一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 99 号から議第 102 号までの 4 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、同意第 5 号「隱岐の島町教育委員会委員の任命同意について」を採決します。

本案を、原案のとおり「同意」することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、同意第 5 号は原案のとおり「同意」することに決定しました。

次に、請願第 4 号「政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「継続審査」です。

本案を、委員長報告のとおり「決定」することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、請願第4号は委員長報告のとおり「継続審査」することに決定しました。

次に、要望第2号「町内の中小企業・小規模事業者と地域の持続的発展に向けた支援に関する要望書」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告のとおり「採択」することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、要望第2号は委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

次に、要望第3号「『酒造用うるち米』・『隱岐産藻塩米』の購入支援に対する要望書」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、要望第3号は委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

最後に、要望第4号「JFしまね西郷支所五箇荷捌所改修に関する要望書」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、要望第4号は委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

以上で「採決」を終わります。

## 日 程 第 5. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長、特別委員長から隱岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査・調査とすることに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定しました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査・調査となつた案件を除き全て議了しました。

会議を閉じます。

以上で、「令和7年第4回隱岐の島町議会定例会」を閉会します。

( 閉会宣言 14時15分 )

以下余白